

行田市子ども・子育て支援事業計画

【計画期間：平成 27 年度～31 年度】

概要版



平成 27 年 3 月

埼玉県行田市

1 計画について

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。こうした子どもや子育てをめぐる様々な課題に行政や地域社会など社会全体で対応していくために、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」が新たに誕生し、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）が平成 27 年度からスタートすることとなりました。

市区町村は、新制度の計画的な推進のために「子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められていることから、本市においても平成 27 年度からの事業計画を策定しました。

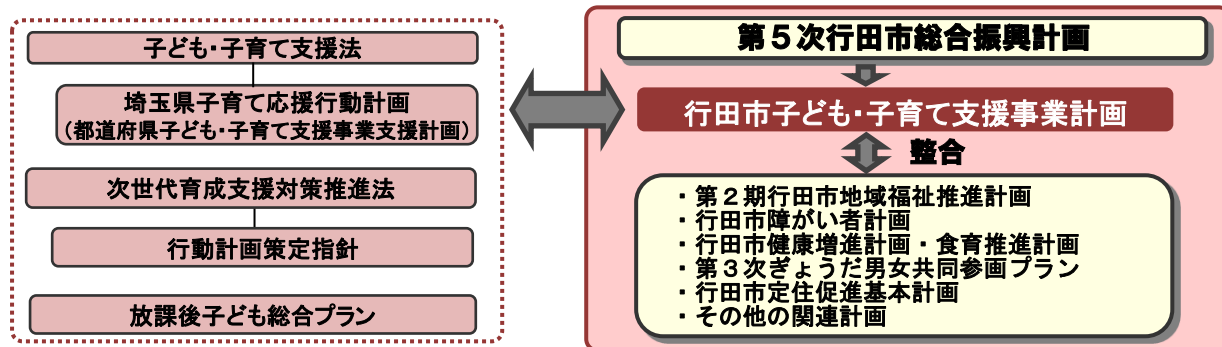
（１）計画の位置づけ

◎子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画です。

◎市の上位計画や各種関連計画との整合性を図り策定したものです。

◎次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」及び「放課後子ども総合プラン」に即した取り組みなども盛り込んでいます。

●計画の位置づけ



（２）計画の期間

◎平成 27 年度～平成 31 年度（ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しを行います）

（３）計画の対象

◎子ども（18 歳未満）とその家庭を中心に、社会を構成するすべての個人と団体

2 基本理念と基本的視点

基本
理念

子どもと親が笑顔で安心してらせるまち ゑょうだ

基本的
視点

- ①子どもの視点を大切にし、健やかな成長と社会性の向上や自立を支援します。
- ②子育てや子どもの成長によるこびや生きがいを実感できるよう支援します。
- ③地域で、子育て家庭を支えあえるよう支援します。

3

計画の体系

基本目標	施策	施策の内容
1 地域における 子育ての支援	1-1 身近な子育て支援体制の充実	1) 身近な相談体制の充実 2) 地域における子育て支援拠点の充実 3) 情報提供の充実 4) 情報ネットワーク体制の整備
	1-2 子育て支援サービスの充実	1) 地域における支援体制の充実 2) 学齢期の放課後支援の充実
	1-3 教育・保育の充実	1) 教育・保育施設の充実 2) 地域型保育施設の充実 3) 多様で良質な保育サービスの提供
	1-4 子どもの健やかな成長への支援	1) 地域ぐるみの児童健全育成体制の整備 2) 総合的なスポーツ等の環境整備の推進 3) 世代間交流の推進
2 子どもの 健康増進	2-1 子どもや母親の健康の確保	1) 妊娠・出産に対する支援の充実 2) 母子保健の推進 3) 小児医療の充実
	2-2 思春期保健対策の充実	1) 健康教育事業の推進 2) 思春期相談の推進
	2-3 食に対する意識の向上	1) 食育事業の推進 2) 乳幼児期の食生活に対する支援の充実
3 子どもの心身の 健やかな 成長に資する 教育環境等の 整備	3-1 家庭や地域の教育力の向上	1) 家庭教育の推進 2) 地域の教育力の向上 3) スポーツ・レクリエーション活動の推進
	3-2 子どもの生きる力の育成に 向けた学校の教育環境等の整備	1) 教育環境の充実 2) 未来を担う人を育てる教育の充実 3) 地域ぐるみの教育環境の整備
	3-3 次の世代の親育て	1) 小さな子どもとふれあう場づくりの推進 2) キャリア・ライフデザイン教育の推進
4 子育てを支援 する生活環境 の整備	4-1 良好な居住環境の整備	1) 子育て世帯の住居確保への支援 2) 勤労者住宅資金貸付制度の実施
	4-2 子育て・子育てにやさしい まちづくりの推進	1) ユニバーサルデザインの推進 2) 子どもが安全に暮らせる環境の整備 3) 子育てにやさしいまちの情報提供体制の整備
5 職業生活と 家庭生活との 調和の推進	5-1 仕事と子育ての調和支援	1) 男女が共同して家事育児に参画できる 社会環境づくりの推進 2) 仕事と子育ての両立支援
6 子どもの 安全確保	6-1 子どもの交通安全を確保 するための活動の推進	1) 交通安全意識の醸成 2) 交通事故防止活動の推進 3) 交通安全対策の実施
	6-2 子どもを犯罪等の被害から 守るための活動の推進	1) 防犯意識の醸成 2) 防犯活動の推進 3) 被害にあった子どもの保護
7 要保護児童 への対応など きめ細かな 取組の推進	7-1 児童虐待防止対策の充実	1) 虐待や児童の権利に関する条例の周知徹底 2) 虐待ハイリスク者の早期発見・対応の推進 3) 虐待に関する相談体制の充実
	7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進	1) 就労・自立の促進 2) ひとり親家庭への経済的支援の充実
	7-3 障がい児施策の充実	1) 障がいの早期発見と適切な対応 2) 子どもに適した療育・保育・教育の選択に 向けた支援 3) 自立した日常生活と社会参加の促進 4) 保護者の経済的負担の軽減

子ども・子育て支援法にもとづき、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業については、計画期間の事業計画（「量の見込み」と「確保方策」）を定めました。

（１）事業計画の対象となる施設・事業

●教育・保育

教育・保育施設

・幼稚園 ・保育園 ・認定こども園

地域型保育事業

・家庭的保育事業 ・小規模保育事業
・事業所内保育事業 ・居宅訪問型保育事業

●地域子ども・子育て支援事業

時間外保育事業（延長保育）

保育園において、通常保育時間を超えて保育をする事業。

放課後児童健全育成事業
（学童保育室）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもを対象に、放課後（土曜日、学校休業日は一日）に安全な生活の場を提供することにより、保護者の就労を支える事業。

子育て短期支援事業
（ショートステイ）

保護者が一時的に子どもの養育が困難で、かつ、他に養育する方がいない場合に、宿泊を伴う保護を行う事業。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行う事業。

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園や認定こども園（短時間保育）で、通常の教育時間終了後に子どもを預かる事業（主として昼間。3～5歳児対象）。

保育園等における一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業（すべての家庭の0～5歳児対象）。

病児保育事業

子どもが病気で集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業。

子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター）

育児の手助けが必要な方（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助けができる方（提供会員）を紹介し、育児の支援を図る事業。

妊婦に対する健康診査

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施し、公費による受診負担の軽減を図る事業。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行う事業。

養育支援訪問事業
及び
要保護児童対策地域協議会
その他の者による要保護児童
等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、支援員による養育に関する指導・助言、ヘルパーによる援助等を、居宅を訪問して行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。
また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

利用者支援事業

子育て中の親子の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専門の職員が、必要な情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

実費徴収に係る
補足給付を行う事業

市が定めた利用者負担額に、施設が教材費などの上乗せ徴収を行う際に、低所得者の負担軽減のため、公費により補助を行う事業。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の能力やノウハウなどを活用した教育・保育施設等の設置促進に必要な調査研究、支援や相談・助言などを行う事業。

(2) 量の見込みと確保方策

◎量の見込み：平成 25 年度のニーズ調査結果や過去の実績に基づき算出しました。

◎確保方策：「量の見込み」に対して、「確保方策（確保数及び実施時期）」を設定しました。

◎教育・保育提供区域（「量の見込み」「確保方策」の設定単位）：市域全体を 1 区域とします。

①教育・保育

（単位：人）

教育・保育								
認定区分（※）		量の見込み・確保方策（2号、3号の目標年度は平成29年度）						
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
・1号認定 ・2号認定 （学校教育の利用 希望が強い） （3歳～5歳）	量の見込み	1号	718	699	680	662	642	
		2号	323	314	306	297	289	
	確保数 内訳	①市内施設確保数	2,285	2,285	2,285	2,285	2,285	
		②市外から受け入れ	453	453	453	453	453	
		③市外施設地用	24	24	24	24	24	
	確保数（①-②+③）		1,856	1,856	1,856	1,856	1,856	
・2号認定 （保育園等利用） （3歳～5歳）	量の見込み		735	716	697	677	658	
	確保数 内訳	①市内施設確保数	834	834	834	834	834	
		②市外から受け入れ	39	39	39	39	39	
		③市外施設地用	53	53	53	53	53	
	確保数（①-②+③）		848	848	848	848	848	
・3号認定 （保育園 等利用）	0歳	量の見込み		75	77	75	72	70
		確保数 内訳	①市内施設確保数	67	67	82	82	82
			②市外から受け入れ	3	3	3	3	3
			③市外施設地用	4	4	4	4	4
		確保数（①-②+③）		68	68	83	83	83
	1歳～ 2歳	量の見込み		367	357	346	335	325
		確保数 内訳	①市内施設確保数	325	325	380	380	380
			②市外から受け入れ	21	21	21	21	21
			③市外施設地用	31	31	31	31	31
		確保数（①-②+③）		335	335	390	390	390

※認定区分について

保護者の就労状況等により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分に応じて、特定教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）及び特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の利用先が決まっていきます。

認定区分	対象者	利用する施設・事業
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上の就学前児で、教育を希望する場合 （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定 （満3歳以上・保育認定）	満3歳以上の就学前児で、「保育が必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園
3号認定 （満3歳未満・保育認定）	満3歳未満の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園、認定こども園 特定地域型保育事業

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業										
事業名		量の見込み・確保方策						単位		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成31年度	
時間外保育事業 (延長保育)		量の見込み		136	132	128	124	121	人	
		確保数		180	180	180	180	180		
放課後児童健全育成事業 (学童保育室)		量の 見込み	低学年	435	426	416	408	399	人	
			高学年	245	239	231	225	218		
		確保数		637	667	697	697	697		
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		量の見込み		38	37	36	35	34	人日	
		確保数		49	49	49	49	49		
地域子育て支援拠点事業		量の見込み		13,352	12,957	12,570	12,174	11,787	人日	
		確保数		7	7	7	7	7	箇所	
一時預かり事業	幼稚園における 在園児を対象とした一時 預かり	量の 見込み	一時	16,187	15,752	15,332	14,912	14,477	人日	
			定期	7,084	6,893	6,710	6,526	6,335		
		確保数		61,600	61,600	61,600	61,600	61,600		
	保育園等における一時預かり	量の見込み		996	970	942	913	885	人日	
		確保数		571	562	553	546	537		
病児保育事業		量の見込み		855	853	850	846	842	人日	
		確保数		2,080	2,080	2,080	2,080	2,080		
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【就学後】		量の見込み		5,019	4,897	4,774	4,650	4,529	人日	
		確保数		5,214	5,214	5,214	5,214	5,214		
妊婦に対する健康診査		量の見込み		507	492	476	462	446	人	
		確保数		507	492	476	462	446		
		確保内容		実施体制：13人(常勤保健師7人、非常勤保健師助産師6名)						-
乳児家庭全戸訪問事業		量の見込み		516	500	486	470	455	人	
		確保数		516	500	486	470	455		
		確保内容		実施体制：13人(常勤保健師7人、非常勤保健師助産師6名)						-
養育支援訪問事業		量の見込み		4	4	4	4	4	人	
		確保数		7	7	7	7	7		
		実施体制		常勤の地区担当保健師の継続的な支援体制を確保する。また、養育支援の必要なケースを早期に把握し、周産期からの支援を開始できるよう医療機関との連携を進める。						-
要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等 に対する支援に資する事業		対応策		要保護児童対策地域協議会を月2回開催し、関係機関との連携に努め、要保護児童等が健やかに暮らせるように支援していく。						-
利用者支援事業		量の見込み		1	1	1	1	1	箇所	
		確保数		1	1	1	1	1		
実費徴収に係る補足給付を行う事業		対応策		事業実施に向けて検討する。						-
多様な主体が本制度に参入 することを促進するための事業		対応策		事業実施に向けて検討する。						-

(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

子どもたちに質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を行うため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

- ★ニーズ量や地域の実情に応じた、認定こども園の普及の検討
- ★私立幼稚園に対する、新制度に対応した認定こども園・幼稚園への移行についての情報提供、移行に向けた支援
- ★教育・保育施設、地域型保育事業所間の連携の推進（地域型保育事業者が新制度へ移行する際に連携先がない場合は、公立保育園を紹介）
- ★行田市保幼小連絡協議会、行田市保育協議会、行田私立幼稚園連盟等を通じた、教育・保育施設、地域型保育事業所と小学校の連携の推進

●教育・保育施設、地域型保育事業所と小学校

行田市保幼小連絡協議会、行田市保育協議会、
行田私立幼稚園連盟 等

推進

連携

教育・保育施設

・幼稚園
・保育園
・認定こども園

小学校

地域型保育事業所

・家庭的保育事業
・小規模保育事業
・事業所内保育事業
・居宅訪問型保育事業

5 計画の推進

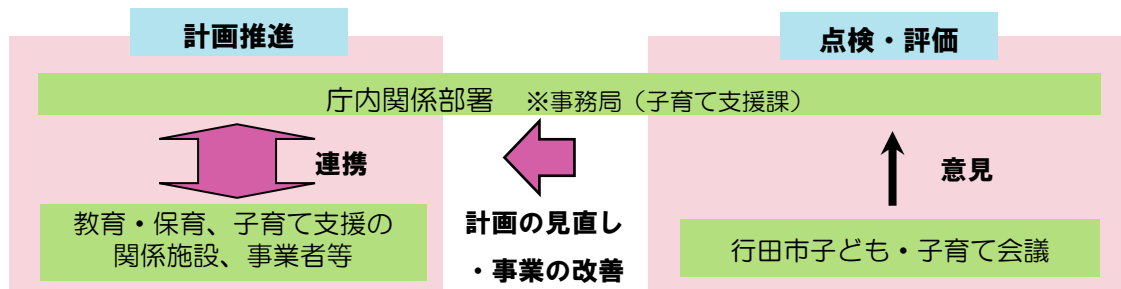
(1) 計画の推進体制

推進に関係する部署を中心に、教育・保育、子育て支援の関係事業者等と連携しながら、計画の着実な推進を図ります。

(2) 行田市子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

本計画の推進にあたり、市民や教育・保育、子ども・子育て支援の事業者等で構成される「行田市子ども・子育て会議」の意見を参考にし、計画の実施状況を点検・評価します。なお、年度ごとの事業の進捗状況を見ながら、量の見込みが実態と大きく異なる場合は計画を見直し、改善します。

●計画推進と点検・評価の体制

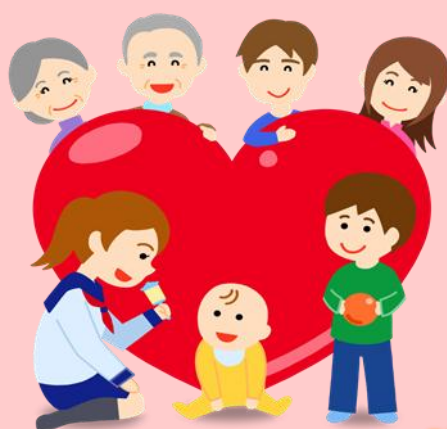


(3) 関係機関との連携

本計画の推進にあたり、地域の関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育てに対する取組を支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

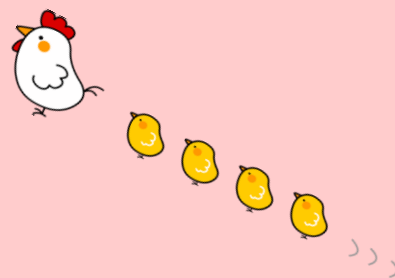
行田市子ども・子育て支援事業計画

【計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度】



子どもと親が笑顔で安心してくらせるまち

ぎょうだ



平成 27 年 3 月発行

行田市健康福祉部子育て支援課 〒361-8601 埼玉県行田市本丸 2 番 5 号

TEL : 048-556-1111 (代表) FAX : 048-556-3551